



交通安全情報No.61

ストップ・ザ・交通事故

令和4年12月6日
警察本部交通部
交通総合対策センター

飲酒運転根絶緊急対策 の実施が発表!!

12月1日から3日までの3日間で、札幌市において、飲酒運転による逮捕事案が**4件**発生しています。

これを受け、北海道知事から、「**飲酒運転根絶緊急対策**」の実施が発表されました。

※ 北海道飲酒運転の根絶に関する条例に基づくもの。

○ **対策地域**

札幌市内

○ **対策期間**

12月6日(火)から12月12日(月)までの7日間

○ **主な対策実施内容**

- 札幌市を始めとする関係機関・団体が中心となり、飲酒運転根絶に向けた広報・啓発、街頭指導活動を実施



飲酒運転は悪質で重大な犯罪！！

飲酒は運転に必要な判断能力・身体能力を低下させるなど大きな影響をもたらします。

○一人一人が自覚を持って飲酒運転しない

○周りの人に飲酒運転をさせない

飲酒運転を許さない社会の実現を目指しましょう！

【運転者以外の罰則】

車両提供罪→飲酒運転をするおそれのある人に車両を提供すること。

酒類提供罪→飲酒運転をするおそれのある人に酒類を提供すること。

同乗罪→運転者が飲酒していることを知りながら、要求・依頼して同乗すること。

◎ 上記に該当する場合、運転者以外にも罰則が！！